

## 静岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定等に関する要領

(趣旨)

**第1条** この要領は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）、厚生労働大臣が定める講習の内容について（平成18年厚生労働省告示第269号）及び静岡県福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定等に関する要綱（平成18年静岡県告示第660号。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

(指定の申請)

**第2条** 要綱第4条第1項の別に定める申請書は、様式第1号によるものとする。

(通知)

**第3条** 政令第4条第1項第10号の事業者の指定を行った場合は、様式第2号により通知するものとする。

2 政令第4条第3項の規定により取り消しを行った場合は、様式第3号により通知するものとする。

(事業計画書の提出)

**第4条** 要綱第5条の別に定める事業計画書は、様式第4号によるものとする。

2 前項の事業計画書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 前年度の決算報告書、事業年度の収支予算書及び各講習ごとの収支予算書
- (2) 運営規程
- (3) 講習課程
- (4) 事業計画表（講習課程に係る日程及び場所を記載した計画表）及び各科目ごとの時間割表
- (5) 講義を行う講師の一覧表、講師の履歴書（講師本人の署名のあるものに限る。）、担当科目、専任又は兼任の別及び保有する資格等の証明書並びに当該講師の承諾書（講師本人の署名のあるものに限る。）
- (6) 講習に利用する施設の名称、所在地、講習等を行う教室の平面図及び当該教室の設置者の氏名（法人にあつては、名称）を記載した書類並びに当該施設の設置者の承諾書
- (7) 募集案内その他受講希望者に提示する事項を記載した書類
- (8) 講習に使用するテキストを記載した資料

(変更、廃止、休止又は再開の届出)

**第5条** 要綱第6条の別に定める様式は、様式第5号から様式第8号までによるものとする。

2 様式第5号の福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届出書には、省令第22条の34において準用する省令第22条の26第1項各号に掲げる事項のうち変更があつたものについて、変更後の事項を記載した書類を添付するものとする。

3 様式第6号の福祉用具専門相談員指定講習事業廃止届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績
- (2) 受講生の出席簿等

(名簿及び事業報告書の提出)

**第6条** 要綱第8条の規定による別に定める様式は、様式第9号及び様式第10号によるものとする。

2 前項の福祉用具専門相談員指定講習事業報告書（様式第10号）には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 講習会時間割表
- (2) 収支決算書
- (3) 受講生出席簿
- (4) 講習修了者名簿（紙面及び電子媒体）

**附 則**

この要領は、要綱の公示の日から施行する。